（地方環境事務所に置く支所）

第五十六条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第五十八条に基づき、第四十一条第一号から第七号、第四十二条第一号から第四号、第四十三条第一号から第九号及び第五十条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第五十七条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
（略）	（略）	（略）
第四十一条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第五十八条　（略）

附　則

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第五条　第七条第二項の離島希少種保全専門官のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第七条第二項の離島希少種保全専門官（前項に規定するものを除く。）は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

（利用拠点再生専門官の設置期間の特例）

第六条　第七条第二項の利用拠点再生専門官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（総務課の設置期間の特例）

第七条　第三十四条第一項の総務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第八条　第三十四条第一項の渉外広報課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第九条　第三十四条第一項の企画課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第十条　第三十四条第一項の経理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（調整官の設置期間の特例）

第十一条　第三十四条第二項の調整官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第四十条第二項及び第四十六条第二項の調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（地方環境事務所に置く支所）

第五十一条　福島地方環境事務所に、支所を置く。

2　（略）

3　支所は、第五十三条に基づき、第三十六条第一号から第七号、第三十七条第一号から第四号、第三十八条第一号から第九号及び第四十四条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。

（管轄区域の特例）

第五十二条　（略）

事務	地方環境事務所	区域
（略）	（略）	（略）
第三十六条第七号に掲げる事務	福島地方環境事務所及び県北支所	岩手県及び宮城県内の区域

第五十三条　（略）

附　則

（新設）

（総務課の設置期間の特例）

第五条　第三十条の総務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（渉外広報課の設置期間の特例）

第六条　第三十条の渉外広報課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（企画課の設置期間の特例）

第七条　第三十条の企画課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（経理課の設置期間の特例）

第八条　第三十条の経理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）